

定額減税のポイント

定額減税は、賃金上昇が物価高に追いついていない状況を鑑み、デフレからの脱却を図る一時的措置です。納税者および配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税30,000円、住民税10,000円を減税します。

1. 定額減税の例・・・納税者本人、配偶者、子ども2人の場合

所得税		住民税	
本人	30,000円	本人	10,000円
配偶者	30,000円	配偶者	10,000円
子ども	60,000円(30,000円×2人)	子ども	20,000円(10,000円×2人)
合計 120,000円		合計 40,000円	
令和6年は、160,000円の減税			

2. 所得税の定額減税

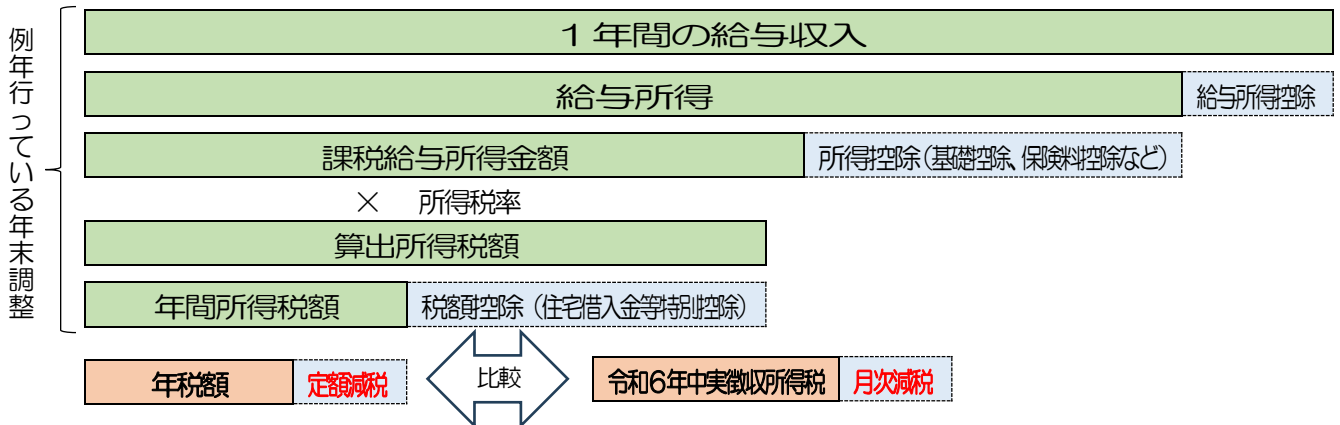
所得税の定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が、1,805万円以下（給与収入のみの場合は、2,000万円以下）の方です。定額減税の方法には月次減税と年調減税があり、どちらか一方を行うのではなく、対象者はどちらも行う必要があります。

● 月次減税

令和6年6月1日現在、給与支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において、源泉徴収額表の甲欄が適用される居住者に対して、同日以降支払う令和6年分の給与・賞与の所得税から定額を減税

- ① 6月給与で控除しきれぬ場合・・・6月給与の減税のみ、7月以降は通常となる。
- ② 6月給与で控除しきれない場合・・・6月給与で減税しきれなかった分は、7月給与以降の給与で減税する。賞与の支給がある場合は、賞与からも減税する。

● 年調減税



● 所得税の定額減税の注意点

- ・ 合計所得が1,805万円を超える方は減税制度の対象者ではありませんが、月次減税事務の対象外ではないので、月次減税を行い、確定申告で精算することになります。
- ・ 令和6年6月2日以降に入社した方や扶養状況の変更が生じた方は、月次減税にて控除は行わず、年調減税にて調整します。

3. 住民税の定額減税

住民税の定額減税の対象者は、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、2,000万円以下）の個人住民税所得割の納税義務者です。特別徴収の定額減税では、令和6年6月の徴収は行われず、令和6年7月から令和7年5月の11か月で均して徴収します。

なお、定額減税しきれないと見込まれる場合、市区町村から差額が給付されます。たとえば、令和6年分住民税の年額が6,000円で本人の定額減税額が10,000円の場合、住民税の徴収額が0円となり、差額の4,000円が給付されます。

4. 6月給与計算までの流れ（イメージ）

- 5月中旬までに・・・従業員へ案内、扶養情報の提出依頼
- 5月末までに・・・扶養情報の回収～内容の精査
- 6月・・・給与計算への反映～給与明細書への反映